



みやざき

《今月の主な記事》

新年のご挨拶	2	あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で	5
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ	3	届出用紙はホームページからダウンロードできます	5
年末調整等に関する事務講習会にご参加ありがとうございました	3	協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ	6
新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました	3	傷病手当金の支給期間が通算化されます	6
社会保険クイズ	3	協会けんぽ宮崎支部の令和2年度インセンティブ制度順位は21位です	7
日本年金機構 からのお知らせ	4	インフォメーション	8
厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書	4	年金相談の日程等	8
提出もれはございませんか?	4		

屋外アイススケート場 (えびの市)

標高 1200m の高地にある九州最南端の屋外アイススケート場。雄大な自然に囲まれたスケート場は、雪で真っ白に染まった韓国岳をバックに滑走でき、屋外スケート場ならではの開放感が味わえます。

営業期間 令和3年12月1日(水)～令和4年2月下旬まで
営業時間 9:00～17:00
※悪天候により、営業時間が変更になる場合がございます。
※スケート教室はございません。



謹賀新年



一般財団法人
宮崎県社会保険協会
会長 野崎 伸一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。
一昨年から発生しました新型コロナウイルスの感染状況が全国的に減少傾向にあります。第6波も懸念されるなか、会員事業所の皆様におかれましては事業運営等が、まだまだ回復状況ではなかったのではないかとご推察申し上げます。
昨年はコロナ禍のなか、社会保険事務担当者等の利便性向上のため、新規に労働保険に関する事務講習会及び年末調整等に関する事務講習会を開催し、大変ご好評をいただきました。
本年も会員事業所(参加者)様への安全を確保しながら、次の事業を引き続き展開して参ります。
社会保険制度の趣旨普及を図るため、広報誌の発行や各種講習会(研修会)を実施していくほか、会員をはじめ被保険者とその家族の健康保持増進を図るため、保健師による巡回健康相談と健康運動指導士等による健康体操及び健康啓発ビデオ(DVD)貸出し等の健康づくり事業、並びに福利厚生の一環として、家庭常備薬の斡旋及び宿泊施設の優待事業も積極的に推進し、皆様方の健康と福祉の向上に努める所存でございます。
本年も、一層のご支援をお願いしますとともに、皆様方の益々のご発展、ご活躍を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



宮崎年金事務所
所長 歌津 勝



延岡年金事務所
所長 濱田美香



都城年金事務所
所長 橋本高広



高鍋年金事務所
所長 井上克典

新年あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。
また、平素より日本年金機構の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあります。社会の安定と安心に寄与するため、改正された年金制度の周知、適用促進及び保険料確保の対応、電子申請及びねんきんネットの利用促進、無年金防止等に取り組んでまいりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
結びに皆様方のご健勝をお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会
宮崎支部
支部長 矢野 憲男



新年あけましておめでとうございます。
加入者様及び事業主様をはじめ関係機関の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
また、平素より全国健康保険協会宮崎支部の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。
昨年は、新型コロナウイルス変異株の感染拡大に伴う県独自の緊急事態宣言が発出されるなど、一昨年から続くパンデミックにより、事業主様をはじめ関係機関の皆様におかれましては、事業運営に多大な影響があったと存じます。当協会におきましても、特定保健指導の対面による面談の中止など、一部事業の縮小を余儀なくされました。
本年は、引き続き、新型コロナウイルスへの対応を図りつつ事業を推進することになりますが、レセプト・現金給付の審査や各種給付金支払いの迅速化に加えて、ジェネリック医薬品の使用促進や保健事業の推進、事業所様に対する健康経営のご支援や地域の医療提供体制への働きかけを図るなど、皆様のご要望・ご期待にお応えできるよう、職員一同なお一層努力してまいります。
本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様には明るい1年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

★年末調整等に関する事務講習会にご参加ありがとうございました

令和3年11月に宮崎・都城・延岡地区の3会場で、当協会主催の年末調整等に関する事務講習会を開催いたしましたところ、沢山の方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

本年も、事業所の皆様方のお役に立てる各種講習会を開催してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



◆新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました

令和3年12月に宮崎・都城・延岡・高鍋の4会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところ、沢山の方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

新任者向けの研修会は、年に2回開催しております。その他、各種講習会・研修会を本年も開催する予定ですので、是非ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。



新春 社会保険クイズ

問題 | 芸人さんの名前に関わるクイズです。
●に当てはまる字を並べ替えて、出来るものは何でしょうか？

- 1) 「澤部佑」と「岩井勇氣」のコンビ名は「ハ●○○」
- 2) ダウンタウンは「浜田雅功」と「マ○○●○○○」のコンビ
- 3) ソロキャンプで再ブレイク中「ヒ●●」
- 4) 「鈴木崇大」と「三浦敏和」のコンビ名は「タカ○○●○○」
(本名はあまり知られていない?)

応募方法

※右記のとおり、A4用紙に答え・氏名・住所・電話番号・ご意見・ご要望等をご記入の上、
FAX(0985-23-9077)にてご応募ください。
又、ハガキでも応募を受付けております。
【宛先】〒880-0866 宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原2-C 宮崎県社会保険協会
※締め切りは、令和4年1月31日(月)必着
※正解者の中から抽選で10名様にクオカードをプレゼントいたします。
※当選者の発表は、令和4年3月号に掲載します。

A4サイズの用紙

※応募用紙に記載された情報は、社会保険クイズ以外の目的には使用しません。



「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書」

手続きについて

3歳未満の子を養育している被保険者または被保険者であった者で、養育期間中における標準報酬月額が、養育開始前の標準報酬月額を下回った場合、被保険者が事業主を経由して「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出いただくことにより、養育開始前の標準報酬月額を年金額の計算の基礎とみなす特例措置を受けていただくことが可能となります。

添付書類について

ア. 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書

(申出者と養育する子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの)

イ. 住民票の写し(申出者と養育する子が同居していることが確認できるもの)

※アとイの書類は、いずれもコピーは不可です。

イの書類は、提出日から遡って90日以内に発行されたものを提出ください。

※なお、被保険者と養育する子の個人番号がどちらも記載されている場合、イに係る添付書類は不要となりますが、アの添付書類は必要となりますのでご注意ください。

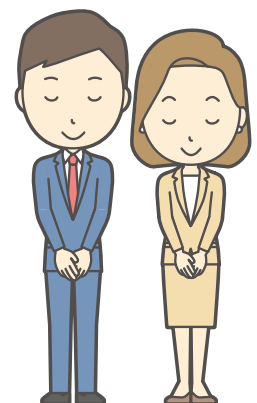
留意事項

この申出書は、特例措置を受けようとする期間において勤務していた事業所等が複数ある場合、それぞれの事業所の被保険者期間ごとに提出ください。

提出もれはございませんか？

賞与の支払いがあった場合に提出いただく「賞与支払届」の提出が、まだお済みでない被保険者がいる場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へすみやかにご提出ください。

なお、登録された賞与予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要となりますので、すみやかにご提出ください。



- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、管轄の年金事務所へお返しください。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

ねんきんネットは、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービスです。主なサービスは以下のとおりです。

年金記録の確認

☞ ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

将来の年金見込額の試算

☞ 働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた試算ができます。

電子版「ねんきん定期便」の閲覧

☞ 郵送でお送りする「ねんきん定期便」と年金記録を早く(1ヵ月程度)閲覧できて、ダウンロードも可能です。

各種通知書の確認

☞ 年金振込通知書や年金額改定通知書などの通知書が確認できて、ダウンロードも可能です。

その他の機能

☞ 国民年金保険料控除証明書、公的年金の源泉徴収票などの再交付申請、国民年金保険料免除・納付猶予申請などの届書を簡単に作成・印刷ができます。

！ POINT ！

ねんきんネットを利用するには、以下の利用登録が必要です。

①日本年金機構ホームページから登録を行う場合…

ねんきん定期便等に記載されている「アクセスキー」を活用し、各種情報を登録いただくと、当日より利用が可能となります。

※「アクセスキー」をお持ちでない場合は、ホームページから申請いただくか、年金事務所より発行も可能ですので、お申し込みは最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

②マイナポータル経由での認証連携を行い、登録を行う場合…

「マイナンバーカード」を活用し、マイナポータルにログイン完了後、ねんきんネットの初回利用登録いただくと、当日より利用が可能となります。

※基礎年金番号の入力が必要な場合がありますので、お手元にご準備ください。

登録方法や操作に
お困りの場合は…

■ ホームページで確認

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

■ 相談チャットで確認

「ねんきんネット」に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする「ねんきんネット相談チャット」を開設しており、24時間いつでも対応しています。

届出用紙はホームページからダウンロードできます

日本年金機構ホームページより【事業主の方・社会保険事務担当の方】をご覧ください、【シーン別手続き案内】から各種届出用紙がダウンロードできます。

なお、手続きの内容や時期ならびに、添付書類や留意事項についても、ご案内しておりますので、ご活用ください。

日本年金機構

検索



協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

傷病手当金の支給期間が通算化されます

令和4年1月1日より

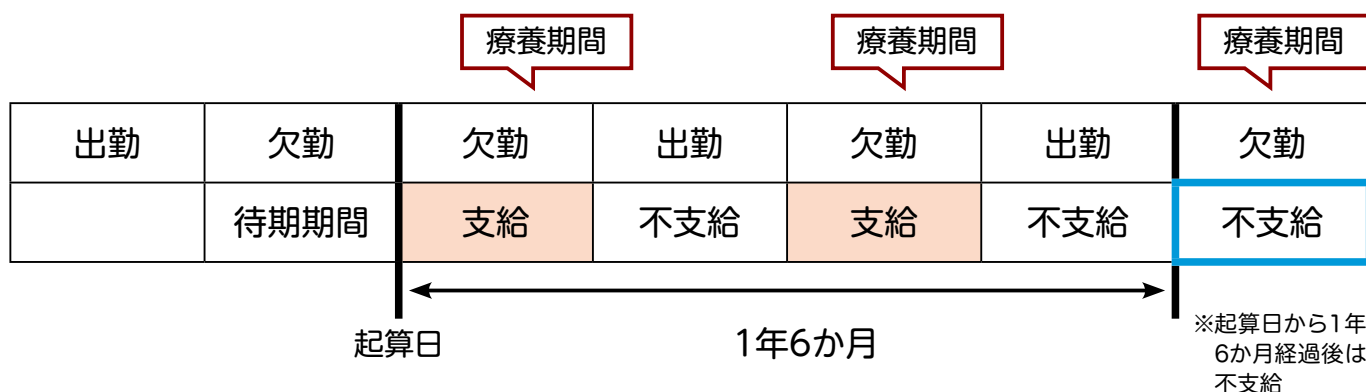
「支給開始日から1年6か月を超えない期間」から

「支給期間が通算して1年6か月に達するまで」に変わります

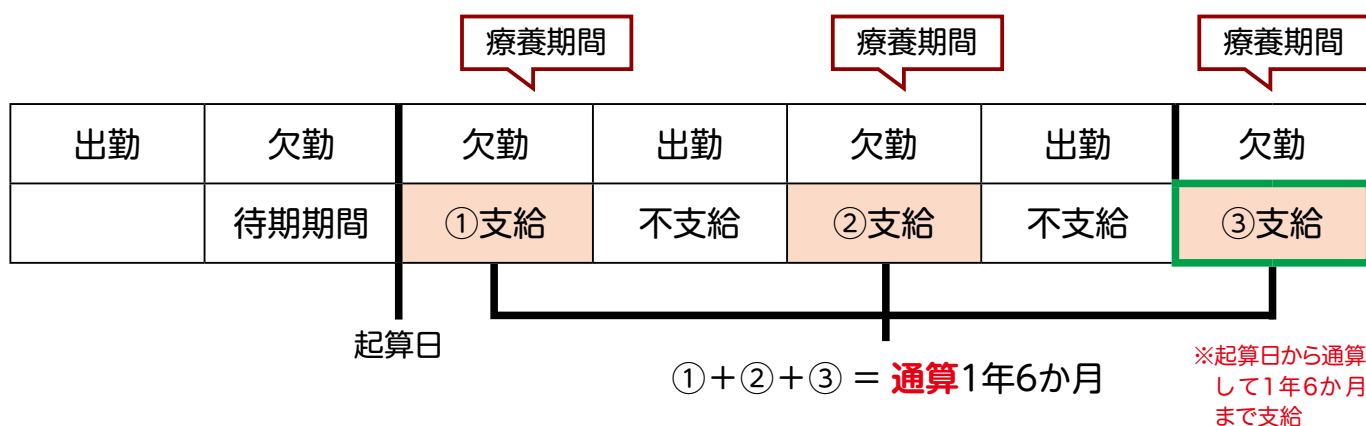
現在、傷病手当金の支給期間は「その支給を開始した日から起算して1年6か月を超えない期間」となっており、例えば『入院により傷病手当金受給開始後に、退院して投薬治療を受けながら出勤したが、病状が変わりまた同じ病気で出勤できなくなった』場合に、出勤していた期間も傷病手当金支給期間に含まれます。

今回の法改正では、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても繰り越して支給可能になります。

【現行の傷病手当金の支給期間】



【改正後の傷病手当金の支給期間】





各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

協会けんぽ宮崎支部の令和2年度インセンティブ制度順位は21位です

【協会けんぽのインセンティブ制度とは】

特定健診実施率など5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部について、得点数(偏差値)に応じたインセンティブ(報奨金)を分配する制度です。なお、制度の財源として全国各支部から、各支部総報酬の0.01%※分を拠出します。令和2年度の実績は、令和4年度の保険料率に反映されます。宮崎支部は21位でインセンティブの対象となりますが、インセンティブが財源負担を下回るため令和4年度の健康保険料率は上がる方向に働きます。

※この0.01%は段階的に導入します。令和4年度保険料率:0.007% 令和5年度保険料率:0.01%

【制度のイメージ】 支部ごとのランキング



宮崎支部インセンティブ制度順位 (括弧は令和元年度順位)

総合順位	指標① 特定健診等の 実施率	指標② 特定保健指導の 実施率	指標③ 特定保健指導対象 者の減少率	指標④ 要治療者の 医療機関受診率	指標⑤ 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の使用割合
21位(12位)	21位(40位)	45位(28位)	4位(5位)	38位(9位)	18位(14位)



A インセンティブ制度の順位が良いとどうなりますか？

順位に応じたインセンティブ(報奨金)が上位23支部に分配されます。
上位に入り、インセンティブが財源負担を上回ると保険料率が下がります。



A 順位を上げるためには、どんなことが必要ですか？

以下のような取り組みが効果的です。取り組みやすい項目から少しずつ始めていきましょう！

【指標①】

被保険者の方は生活習慣病予防健診・扶養家族の方は特定健診を受診しましょう！
事業者健診の場合は健診結果のデータを協会けんぽにご提供ください。

【指標②・③】

特定保健指導※の対象とならないように、健康的な生活習慣に取り組みましょう！

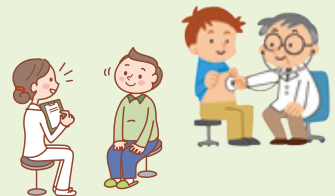
※特定保健指導:健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に、保健師・管理栄養士などが生活習慣の見直しをサポートすること

【指標④】

健診受診後は、健診結果を確認していただき「要治療」「要精密検査」の判定があった方は、必ず医療機関を受診してください。

【指標⑤】

お薬を受け取る際は、ジェネリック医薬品をご選択ください。



1・2月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
1月・2月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
1月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00
2月の休日受付	12日(土)	午前9:30～午後4:00

1・2月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	1月	2月
串間市役所 会議室	6日(木)	3日(木)
えびの市役所 会議室	13日(木)	10日(木)
西都市役所 市民課年金係	20日(木)	17日(木)
高千穂町役場 町民相談室	20日(木)	17日(木)
小林市役所 1階相談室	20日(木)	17日(木)
日南市役所 会議室	27日(木)	24日(木)
日向市 日向市中央公民館	27日(木)	-
日向市 日向市日知屋公民館	-	24日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。


年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

ゴ ヨ ヤ ク ヨ


〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)